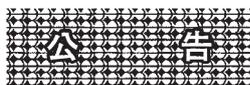


- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 中野小布施線  
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上高井郡小布施町大字小布施町字裏町378番の1地先から 上高井郡小布施町大字小布施町字上原842番の1地先まで	旧	m 6.0~9.0	km 0.2652
上高井郡小布施町大字小布施町字裏町378番の1地先から 上高井郡小布施町大字小布施町字上原880番の8地先まで	旧	12.0~31.0	0.1905
上高井郡小布施町大字小布施町字裏町378番の1地先から 上高井郡小布施町大字小布施町字上原880番の8地先まで	新	12.0~31.0	0.1905

道路管理課



## 公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

平成22年10月25日

長野県知事 阿 部 守 一

### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務及び数量  
長野県総務事務課労働者派遣業務 一式
- (2) 役務の特質  
入札説明書によります。
- (3) 契約期間及び派遣労働者の受入期間  
ア 契約期間  
契約の日から平成25年7月31日まで  
イ 受入期間  
平成23年1月1日から平成25年7月31日まで
- (4) 入札方法  
ア 入札者は、入札説明書に定める提案書を入札書とともに提出してください。  
イ 入札書に記載する金額は、派遣労働者一人1時間当たりの派遣料金の単価とします。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59

年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所等を有する者であること。
- (5) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に規定する一般労働者派遣事業の許可を受けている者又は同法第16条第1項に規定する特定労働者派遣事業の届出書を提出し受理されている者であること。
- (6) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備しているものであること。（プライバシーマークの認定又はプライバシーマークと同等の信頼性があると認める認定を取得済みまたは取得見込みであること。）

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部総務事務課

電話 026 (235) 7135

### 4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成22年11月2日（火） 午後1時30分

(2) 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

### 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 提案書及び入札書の提出期限及び提出場所  
ア 提出期限 平成22年11月19日（金） 午後5時必着  
郵送により提案書及び入札書を提出する場合は、書留郵便に限るものとします。

イ 提出場所 長野県総務部総務事務課

### (3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年11月29日（月） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎110号会議室

### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

### (8) 落札者の決定方法

別記「長野県総務事務課労働者派遣業務落札者決定基準」によります。

### 6 その他

詳細は、入札説明書によります。

別記

長野県総務事務課労働者派遣業務落札者決定基準

1 目的

この基準は、労働者派遣業務に係る総合評価一般競争入札に係る申込みのうち、価格その他の条件が最も有利なものを決定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 落札者の決定方法

(1) 入札者が提出した提案書の内容及び入札価格について評価を行い、予定価格の制限の範囲内において入札があった者のうち、価格以外の条件に関する評価点（以下「技術評価点」という。）と入札に関する評価点（以下「価格評価点」という。）との合計点が最も高い者を落札者としてします。ただし、合計点の最も高い者が2人以上ある場合は、以下のとおり取扱います。

ア 入札者それぞれの「技術評価点」と「価格評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い者を落札候補者としてします。

イ 入札者それぞれの「技術評価点」と「価格評価点」が同じ場合

これらの者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、これらの者のうち出席しないもの又はくじを引かないものがあるときは、その者に代えて、入札執行事務に關係しない職員に、くじを引かせるものとします。

(2) 落札者は、政令第167条の10第5項の規定により学識経験者の意見を聴いた上で決定します。

3 技術評価

(1) 審査機関

入札者が提出した提案書の内容についての評価（以下「技術評価」という。）は、長野県総務事務課労働者派遣業務技術評価委員会（以下「委員会」という。）が別表「提案書評価表」に基づき行うものとします。

(2) 技術評価の区分等

技術評価の区分及び区分ごとの配点は、次のとおりとします。

区 分	配 点	基準点
基本的事項	220点	110点
業務実施	420点	210点
派遣労働者の支援	110点	55点
合 計	750点	375点

(3) 加重点

評価の客観性を高めるため、技術評価の区分を評価項目に細分化し、評価項目ごとに「加重点」を設定します。

(4) 採点の考え方

評価項目の採点は、次のとおり0～10点の11段階評価とします。

- ア 非常に優れた提案の場合 10点
- イ 優れた提案の場合 7点
- ウ 県が想定した水準の提案の場合 5点
- エ 低い水準の提案の場合 3点
- オ 非常に低い水準の提案の場合 1点
- カ 記述のない場合 0点

同点の入札者が2人以上あり、提案書の内容の水準に差があ

るときは、他の入札者との均衡を考慮した上で1点を加点し、又は減点します。この場合において、当該加算後の点数は10点を上限とします。

4 技術評価点

(1) 技術評価点は、次の算式により算出します。

$$\text{技術評価点} = \frac{\text{評価項目の得点} (\text{評価項目の採点} \times \text{加重点})}{\text{合計} \div 7.5}$$

(2) 技術評価点の区分ごとの得点は、委員会の各審査委員の評価の平均とし、小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位を四捨五入するものとします。

(3) 技術評価の区分ごとの評価項目の得点が「基準点」に満たない場合は、失格とします。

5 価格評価点

(1) 価格評価点は、次の算式により算出します。

$$\text{価格評価点} = 100 \times (\text{最低入札価格} \div \text{入札価格})$$

最低入札価格とは、有効な入札価格のうち最低の入札価格とします。

入札価格とは、各応札者の入札価格とします。

(2) 価格評価点に小数点以下の端数があるときは、小数点以下第1位の端数を四捨五入するものとします。

(別表) 提案書評価表

区 分	評価項目	記 述 す べ き 内 容	加重点
1 基本的事項	会社概要	1 県内営業所等の概要及び営業実績を含めた貴社の概要	3
		2 業務が合法・適正になされているか監査（検証）する体制過去3年間の監査（検証）結果、不適正な事例への対応業務実施における法令遵守の考え方及び体制	3
		3 過去3年間の監督官庁からの是正指導等の有無是正指導等があったときはその対応	3
		4 長野地区における登録者数及び就労者数	3
	類似業務の実績	5 過去3年間の類似業務（OAインストラクション、給与関係事務）の契約履行実績【OAインストラクション、給与関係事務労働者派遣実績】 ・実績一覧（業務名、契約相手方、業務内容、規模(人数、時間数など)、契約期間、備考)を記載すること。 ・主要事例の体制、特徴を記載すること。	3
		6 過去3年間の官公庁・自治体との契約実績（類似業務以外を含む）	3
	募集方法・雇用	7 派遣労働者の募集方法及び雇用時に重視する事項	4

2 業務実施	実施体制	1	貴社の業務実施体制及び派遣先との連絡体制 ・仕様書を踏まえ、貴社の体制、役割、対応内容、予定している派遣元責任者等の資格・実績(参画プロジェクト内容と本人の役割)、県との連絡体制・方法・頻度等を記述した上で、その考え方、根拠等の説明を記述すること。 ・その他、本県が効率的かつ円滑に業務を行っていく上での提案者の支援内容について、考え方・根拠等もあわせて記述すること。	3
	派遣労働者の選定	2	支援業務を担当する派遣労働者に必要なスキル及びそのスキルを有する労働者を派遣する方法	5
		3	審査業務を担当する繁忙期スタッフに必要なスキル及びそのスキルを有する労働者を派遣する方法	5
	就業条件・福利厚生制度	4	OAインストラクション及び繁忙期に従事する派遣労働者の賃金	4
		5	年次休暇の付与条件、社会保険の加入状況、健康診断の内容及び頻度	2
		6	育児支援のための制度、その他の福利厚生制度	1
	短期労働者の確保	7	仕様に定める繁忙期スタッフの人員数を確保するための方法	2
	不適切者への対応	8	県が不適切・能力不足と判断した派遣労働者の代替労働者の確保及び業務の引継ぎなど対応方法	3
	継続就業の確保	9	支援業務を行う派遣労働者を継続就業させるための方法 通年・繁忙期スタッフ共に、突発的な離職を防止するための方法	3
	離職時の対応	10	派遣労働者が離職を希望する場合、離職時期の調整及び後任者への業務引継ぎの方法 後任者の確保方法	2
	情報漏えい防止	11	情報漏えい防止及び情報セキュリティを遵守するための体制、方法についての考え方 情報漏えいを防止するための具体的方法(通年スタッフと繁忙期スタッフそれぞれについて記載) 派遣労働者による不正を防止するための内部牽制や内部統制などの対応方法やその考え方	4

3 派遣労働者の支援	情報漏えい発生時の対応	12	派遣労働者に起因する情報漏えいが発生した際の対応方法	4
	勤怠管理	13	勤怠管理の方法	1
	期間満了後の引継ぎ	14	契約期間満了後、他者が引き継ぎ円滑に業務を実施するための必要事項及び対応方法	3
	フォロー体制	1	仕様書に定める派遣労働者の定期的な状況把握の具体的な方法 派遣労働者の各種相談、苦情処理に対する体制、対応方法及びトラブル防止のための方策	3
	研修の実施	2	派遣労働者がスキルアップのために希望する研修の実施の有無、頻度及びその方法	2
		3	社会人として必要なマナー研修、OAインストラクション、給与事務に関する社内もしくは長野市内での仕様に定める選定条件を維持するための研修の実施の有無、頻度及びその方法	3
危機管理・事故等の対応	4	派遣労働者の不正、法令違反、突発的な欠勤、通勤上の災害及び業務上発生した事故への対応方法	3	

総務事務課

公告

県営小谷地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部守一

- 縦覧に供する書類  
県営小谷地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成22年10月26日から11月24日まで
- 縦覧の場所  
北安曇郡小谷村役場

農地整備課

## 公告

県営小東池地区土地改良事業の変更計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成22年10月25日

長野県知事 阿部守一

## 1 縦覧に供する書類

県営小東池地区土地改良事業変更計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成22年10月26日から平成22年11月24日まで

## 3 縦覧の場所

東筑摩郡麻績村役場

農地整備課

生活安全企画課

## 公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成22年10月25日

長野県公安委員会

## 1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃（以下「猟銃等」という。）を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

## 2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
12月14日 (火)	午後1時から 午後4時まで	安曇野会場	安曇野市穂高5047番地 安曇野穂高会館	60名

## 3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

## 4 受講手続

## (1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3.6

センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

## (2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

## (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙（申込書1通にはり、消印はしないでください。）により納付してください。

## 5 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。

(3) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。